

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年7月22日（令和6年（行個）諮問第114号）及び同月24日（同第116号及び同第120号）

答申日：令和7年6月23日（令和7年度（行個）答申第36号ないし同第38号）

事件名：本人が特定期間に相談した特定企業に関する求職詳細等の一部開示決定に関する件

長野労働局特定室に対する特定企業に関する本人の相談に係るあっせん処理票等の一部開示決定に関する件

本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2（1）ないし（3）に掲げる各保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報3」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報4」といい、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、本件対象保有個人情報の一部をなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年2月5日付け長野労働局個開第67号及び同年3月14日付け同第65号並びに同年2月5日付け同第66号により長野労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁がした、私がR5年1月15日した開示請求に対し、R6年2月5日の長野労働局個開第67号、66号（部分開示）3月14日付けて長野労働局個開65号のそれぞれ部分開示の処分取り消し全部開示又労働局

だけそれで収入印紙 300 円別にとられる事が〇〇からの〇〇求めと開示請求を求めます。

(理由) 法 78 条 1 項 2 号同 7 号同 3 号 2 号開示する事より上記の利益権利しんがいするが不明確であり又同 5 号 7 号適正な事務支障を〇〇法律の利益・権利、地位、正当な判断害する (3 号) ハローワークの I D が〇〇の〇〇内容、事務が〇〇するなど (5 号 7 号) これら〇の権利しんがいするが不明確又そうさ以外は〇〇私に〇〇する〇〇であり又私にはそれら紹介する事できないため、憲法上の求める権利や行服法上という権利からも開示すべきである又手数料が労働局だけ 900 円取られてる。

又口頭いけんちんじゅつも申立します。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和 6 年 1 月 15 日付け (同月 19 日受付) で、処分庁に対して法 76 条 1 項の規定に基づき本件請求保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年 4 月 24 日付け (同月 26 日受付) で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

(1) 原処分 1 について

本件審査請求については、保有個人情報を追加して特定した上で、その一部を開示するとともに、原処分 1 における不開示部分の一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

(2) 原処分 2 及び原処分 3 について

本件審査請求については、不開示理由の根拠条項を改めた上で、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

ア 原処分 1 について

開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書は、審査請求人が令和 5 年特定月 A から令和 6 年特定月日 C までに相談した特定企業関連の記録である。処分庁は、別表に掲げる本件対象保有個人情報 1 の文書番号 1 の文書に記録された保有個人情報を特定したが、諮問庁において改めて確認したところ、開示請求に係る保有個人情報として、別表の本件対象保有個人情報 4 に掲げる文書番号 2 の文書に記録された保有個人情報の存在が確認されたため、これを追加して特定するこ

とが妥当である。

したがって、本件開示請求の対象となる保有個人情報記録された行政文書は、別表に掲げる本件対象保有個人情報 1 の文書番号 1 及び本件対象保有個人情報 4 の文書番号 2 の文書である。

イ 原処分 2 について

審査請求人が開示を求める保有個人情報は、審査請求人が長野労働局特定室に相談した際の相談票等であり、本件対象保有個人情報 2 が記録された行政文書は、次の（ア）ないし（ウ）に掲げる文書である。

- （ア）労働相談票（別表欄外注書き 2 の本件対象保有個人情報 2 の文書番号 1 の文書）
- （イ）あっせん処理票及び添付資料（別表に掲げる本件対象保有個人情報 2 の文書番号 2 の文書）
- （ウ）労推法紛争解決援助カード及び添付資料（別表に掲げる本件対象保有個人情報 2 の文書番号 3 の文書）

ウ 原処分 3 について

本件対象保有個人情報は、令和 5 年特定月、審査請求人が特定労働基準監督署に対して、特定事業場の労働基準法違反を申告したことにより作成された申告処理台帳一式（別表に掲げる本件対象保有個人情報 3 の文書番号 1 ないし文書番号 5 の文書）に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

なお、文書番号 3 の⑨是正勧告書（控）「是正確認」欄（ただし、表頭部分は除く。欄外の記載を含む。）には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、審査請求人が申告した労働基準法違反に関する臨検監督に際して労働基準監督官が収集等した情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

（2）不開示情報該当性について

ア 原処分 1 について

（ア）法 7 8 条 1 項 3 号イ及びロ該当性について

別表に掲げる本件対象保有個人情報 1 の文書番号 1 の②④⑨⑩⑬⑭の不開示部分には、当該特定事業場の内部情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法 7 8 条 1 項 3 号イ及びロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

（イ）法 7 8 条 1 項 7 号柱書き該当性について

別表に掲げる本件対象保有個人情報 1 の文書番号 1 の⑥⑧⑪⑫⑮⑯⑰⑱の不開示部分及び本件対象保有個人情報 4 の文書番号 2 の①には、職業安定業務の遂行のために全国をオンラインで接続して運用しているコンピューターシステム（以下「ハローワークシステム」という。）を行政機関が利用するための担当者 I D が含まれている。当該部分には、処理を行った職員の担当者 I D が表示されており、開示することでハローワークシステムに対する不正利用を容易にし、公共職業安定所における職業相談・職業紹介等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当するため、文書番号 1 の当該部分については不開示を維持し、文書番号 2 の当該部分については不開示とすることが妥当である。

イ 原処分 2 について

（ア）法 78 条 1 項 2 号該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報 2 のうち、文書番号 3 の③の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名、職名等が記載されており、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法 78 条 1 項 2 号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

（イ）法 78 条 1 項 3 号イ及びロ該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報 2 のうち、文書番号 2 の①及び②並びに文書番号 3 の③の不開示部分には、特定事業場の主張内容や提出資料、労働局の担当者とのやり取りの内容等が含まれている。これらの情報は、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、法 78 条 1 項 3 号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

また、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 3 の④の不開示部分に含まれる特定事業場の主張内容や提出資料等は、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであり、かつ、その情報の内容のみならず、その時点で如何なる情報や資料が提供されたのかという審査請求人の知り得ない情報も含め、通例として開示しないこととされている情報であることから、法 78 条 1 項 3 号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

（ウ）法 78 条 1 項 7 号柱書き該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報 2 のうち、文書番号 2 の②

及び文書番号3の③から⑤の不開示部分には、特定事業場の主張内容や提出資料、労働局の担当者とのやり取りの内容、労働局の特定事業場に対する指導内容や当該指導に対する特定事業場の対応内容などに関する情報が含まれている。これらの情報は、開示することにより、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）に基づく援助などの行政手法が明らかになる、あるいは、労働局に対し事実を述べることや関係資料を提出することなどについて事業場等の関係者が非協力的となるなど、個別労働紛争解決制度の総合労働相談及び助言・指導並びに労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助及び報告請求などの労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 原処分3について

（ア）申告処理台帳、労働者提出の申立資料及び申告処理台帳続紙（別表 本件対象保有個人情報3の文書番号1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。

労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

本件対象保有個人情報 3 の文書番号 1 の①及び②には開示しないとの条件で、特定事業場から任意に提供された当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されている。これらの情報は、特定労働基準監督署の検査方針に基づき収集、提供されたもので、これらの情報をもとに労働基準監督官が検討し事案の処理が行われることから、法 7 8 条 1 項 3 号イ及びロに該当する。

本件対象保有個人情報 3 の文書番号 1 の①ないし③の情報が開示されることとなれば、労働基準監督機関における調査の手法、検討過程が明らかになり、労働基準監督機関の行う検査等に関し、正確な事実の把握及び違法行為の発見を困難にし、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法 7 8 条 5 号及び 7 号ハに該当する。

また、本件対象保有個人情報 3 の文書番号 1 の③には、特定労働基準監督署における検討に関する情報が記載されており、開示することにより、行政内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。よって、これらの情報は法 7 8 条 1 項 6 号に該当する。なお、原処分では、不開示条項として示していないが、本条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書（別表 本件対象保有個人情報 3 の文書番号 2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考 1」、「備考 2」、「面接者職氏名」及び「別添」欄がある。

a 「署長判決」欄、及び「参考事項・意見」欄の下記 b 以外の部分

本件対象保有個人情報 3 の文書番号 2 の④「監督重点対象区分」欄には、労働基準監督機関が事業場に対して実施する臨検監督の重点が記載されており、労働基準監督官の検査方針、着眼点、

範囲などを含んだ情報が記載されているものであるため、通例として開示しないこととされている事項である。

この情報が開示された場合、検査自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもあるものであり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項5号及び7号ハに該当する。

本件対象保有個人情報3の文書番号2の⑤「最も賃金の低い者の額」欄には、特定労働基準監督署が臨検監督を実施したことにより判明した事実、特定事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、特定事業場内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法78条1項3号イに該当する。また、これらの情報には、特定事業場に関する情報が含まれており、特定労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条1項3号ロに該当する。加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、明らかにした特定事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、事業場と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、今後労働基準監督機関に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督機関の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項5号及び7号ハに該当する。

本件対象保有個人情報3の文書番号2の⑦「別添」欄には、特定事業場が特定労働基準監督署の指導に応じて何を提供したかという情報が含まれており、指導を受ける側としては秘匿されるべき重要な内部情報であるところ、仮に提出した事実について関係者以外に把握されていない情報が開示されることとなれば、特定事業場の人材確保や危機管理の面等において、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あることから、これらの情報は、法 78 条 1 項 3 号イに該当する。

また、これらの情報は、特定労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法 78 条 1 項 3 号ロに該当する。なお、特定労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとは、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体が、開示しないとの条件を付しているものである。加えて、これらの情報は、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督機関の要請に対する協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法 78 条 1 項 5 号及び 7 号ハに該当する。特に同項 5 号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（最高裁判所昭和 53 年 10 月 4 日大法廷判決（民集 32 卷 7 号 1223 頁））。

本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。また、担当官がどのような文書を収集したかという、いわゆる監督指導における手の内情報が含まれており、当該部分が開示された場合、監督指導の着眼点、調査の範囲・規模・深度・経過等を含む具体的調査方法が明らかとなる。これらの情報には、守秘義務に担保された監督指導行政に対する事業者の理解と協力、そして信

頼にもとづいて事業者から得た事業運営上・労務管理上のノウハウ等の未公開情報も含まれており、その内容が一部でも公にされた場合には、当該事業者の関係者だけでなく、そのことを知った他の事業者においては、監督行政への信頼を失い、爾後、監督機関への情報提供や監督指導のための調査への協力をちゅうちょするなどのおそれがある。

このような事態が生じた場合には、監督機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、監査・検査の性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、これらの情報は、法78条1項3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

b 「署長判決」欄、及び「参考事項・意見」欄の一部

本件対象保有個人情報3の文書番号2の⑥及び⑧には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

これらの情報が開示された場合、特定事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当する。また、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督機関による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項5号及び7号ハに該当する。

さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされ

た最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

以上から、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、同項6号に該当する。なお、原処分では、不開示条項として示していないが、本条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 担当官が作成・収集した文書（別表の本件対象保有個人情報3の文書番号3の⑩）

担当官が作成又は収集した文書は、担当官が監督指導のために必要であるとして作成又は収集した文書である。当該文書には、労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、事業場が労働基準監督機関との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。

労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、指導があった場合にその指導内容が開示されれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号イに該当する。また、労働基準監督官からの指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなる。そうすると、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後、労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労

働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号ロ、5号及び7号ハに該当する。以上のことから、これらの情報は、法78条1項3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

なお、本件においては、担当官から審査請求人に対して、監督指導の有無、その内容については申告処理において説明しているものであり、その範囲においては審査請求人の知る情報であるため、開示するものとしている。

(エ) 特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書（別表の本件対象保有個人情報3の文書番号4）

文書番号4は、特定事業場の労務管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の内部情報が明らかとなるものであり、特定事業場が特定労働基準監督署の指導に応じて何を提供したかという情報自体が、指導を受ける側としては秘匿されるべき重要な内部情報であるところ、仮に提出した事実について関係者以外に把握されていない情報が開示されることとなれば、特定事業場の人材確保や危機管理の面等において、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当する。

また、これらの情報は、特定労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条1項3号ロに該当する。なお、特定労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとは、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体が、開示しないとの条件を付しているものである。

加えて、これらの情報は、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあること

から、法 78 条 1 項 5 号及び 7 号ハに該当する。

特に同項 5 号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（最高裁判所昭和 53 年 10 月 4 日大法廷判決（民集 32 巻 7 号 1223 頁））。

本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

また、担当官がどのような文書を収集したかという、いわゆる監督指導における手の内情報が含まれており、当該部分が開示された場合、監督指導の着眼点、調査の範囲・規模・深度・経過等を含む具体的調査方法が明らかとなる。これらの情報には、守秘義務に担保された監督指導行政に対する事業者の理解と協力、そして信頼にもとづいて事業者から得た事業運営上・労務管理上のノウハウ等の未公開情報も含まれており、その内容が一部でも公にされた場合には、当該事業者の関係者だけでなく、そのことを知った他の事業者においては、監督行政への信頼を失い、爾後、監督機関への情報提供や監督指導のための調査への協力をちゅうちょするなどのおそれがある。このような事態が生じた場合には、労働基準監督機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、監査・検査の性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、法 78 条 1 項 7 号ハに該当する。

（オ）相談票（別表 本件対象保有個人情報 3 の文書番号 5）

労働基準監督署の職員が相談業務を行った際に、相談ごとに作成される文書であり、一般的には相談票の標題が付され、「管轄局署」、「受付年月日」、「相談方法」、「受付担当者」、「受付担当職員」、「氏名」、「性別」、「氏名を明らかにすること」、「住所」、「電話番号」、「労働者の就労形態・種別」、「事業場名」、「所在地」、「代表者職氏名」、「担当者職氏名」、「電話番号」、「FAX」、「事業場に関する事項」、「相談の区分」、

「〈相談の内容〉」、「〈処理状況・意見〉」、「〈指示欄〉」、「〈処理結果〉」の各欄がある。

原処分では、「相談の内容」欄のうち、審査請求人から相談を受けた後の、特定労働基準監督署における内部処理について記載した内容を不開示としているが、これは、労働基準監督機関における調査の手法についての情報を含むものであり、これを開示すれば、労働基準監督機関における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項５号及び７号ハに該当する。

また、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、同項６号に該当する。

以上のことから、法７８条１項５号、６号及び７号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(３) 新たに開示する部分について（原処分１）

ア 別表に掲げる本件対象保有個人情報１の文書番号１の①③⑤⑦⑪⑫⑬⑭⑮⑯の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名が含まれており、当該部分は審査請求人以外の特定個人を識別することができるものであるが、当該情報は相談場面で審査請求人本人より発言のあった氏名等であり審査請求人が明らかに承知している情報であることから、法７８条１項２号イに該当するものと判断し、新たに開示することが妥当である。

イ また、別表に掲げる本件対象保有個人情報４の文書番号２の②については、法７８条１項各号に掲げる不開示情報に該当しないため、開示することが妥当である。

(４) 審査請求人の主張について（原処分２及び原処分３）

審査請求人は、原処分２に対する審査請求書において「（前略）権利侵害するから」等と主張しており、また、原処分３に対する審査請求書において、要旨として「不開示の理由が不明確である」等と主張している。

しかしながら、原処分２に対する審査請求書においては、本件対象保有個人情報の不開示理由が不当であると主張する根拠は示されておらず、また、原処分２及び原処分３については、法に基づく開示請求に関しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法７８条１項各号に基づいて、

開示・不開示を適切に判断するものであり、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性については、上記（２）で述べたとおりであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示等の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

（１）原処分１について

以上のとおり、本件審査請求については、本件対象保有個人情報４を追加して特定した上で、上記３（３）イに掲げる部分を開示するとともに、原処分１における文書番号１の不開示部分のうち上記３（３）アに掲げる部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

（２）原処分２及び原処分３について

以上のとおり、本件審査請求については、不開示理由の根拠条項について、原処分２については法７８条１項７号ハを同号柱書きに改め、また、原処分３については同項６号を加えた上で、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和６年７月２２日 諮問の受理（令和６年（行個）諮問第１１４号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月２４日 諮問の受理（令和６年（行個）諮問第１１６号及び同第１２０号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年８月９日 審議（令和６年（行個）諮問第１１４号）
- ⑥ 同月３０日 審議（令和６年（行個）諮問第１１６号及び同第１２０号）
- ⑦ 令和７年６月９日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議（令和６年（行個）諮問第１１４号、同第１１６号及び同第１２０号）
- ⑧ 同年６月１７日 令和６年（行個）諮問第１１４号、同第１１６号及び同第１２０号の併合並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報１ないし本件対象保有個人情報３を特定し、

その一部を法 7 6 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 7 8 条 1 項 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号柱書き及びハに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、諮問に当たり、別表のとおり、本件対象保有個人情報 4 を追加して特定し、その一部を法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当するとして不開示とすべきとするとともに、本件対象保有個人情報 1 ないし本件対象保有個人情報 3 の不開示部分のうち、その一部（別表の 2 欄に掲げる部分のうち、「新たに開示」と記載された部分）を新たに開示するとし、その余の部分（本件対象保有個人情報 4 につき不開示とすべきとする部分と併せて以下「不開示維持部分」という。）は、不開示理由を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 7 8 条 1 項 2 号、3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号柱書き及びハに追加・変更した上で、不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分につき、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

通番 1 6 は、是正勧告書（控）の「是正確認」欄の一部であり、是正確認のための確認方式欄及び押印欄から構成されている。当該部分は、業務処理上必要な情報であつて、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の 4 欄に掲げる部分について）

ア 通番 1 1 の 4 欄に掲げる部分

通番 1 1 の不開示維持部分は、監督復命書の「監督重点対象区分」欄である。同欄は、監督種別が定期監督の場合に限り、労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されるものであるが、本件の監督種別は申告監督であることから、同欄は空欄であることが推認できる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 5 号及び 7 号ハのいずれに

も該当せず、開示すべきである。

イ 通番１２の４欄に掲げる部分

通番１２の不開示維持部分は、「最も賃金の低い者の額」欄であるが、その内容は有意な情報とは認められない。このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ及びロ、５号並びに７号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番１３の４欄に掲げる部分

通番１３の不開示維持部分は、監督復命書の「署長判決」欄の日付部分である。

当該部分は日付が記載されているにすぎず、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、さらに、行政機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ、５号、６号及び７号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番１８の４欄に掲げる部分

通番１８の不開示維持部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。当該部分は、特定事業場から審査請求人を含む従業員に通知された文書であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも

認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番 1 の不開示維持部分は、一覧表示の「項目内容」欄の「採否」及び「コメント」の部分並びに詳細表示の「採否結果」欄及び「コメント」欄の記載の一部である。

当該部分には、求職者である審査請求人が採用又は不採用になった理由として、特定公共職業安定所が求人事業場から提供を受けた、当該事業場の採用の方針に関する情報等が記載されており、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番 2 及び通番 20 の不開示維持部分は、「最終更新者 ID」欄であり、同欄には、処理を行った職員の担当者 ID が表示されているものと認められる。

当該部分は、これを開示することでハローワークシステムに対する不正利用を容易にし、公共職業安定所における職業相談・職業紹介等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番 3 の不開示維持部分は、特定事業場から特定労働局に送付された資料に記載された特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 通番 4 の不開示維持部分は、あっせん開始通知書に記載されている「あっせん申請の概要」に係る特定事業場の申立内容である。

当該部分は、本件あっせん申請事案についての特定事業場の主張内容であり、これを開示すると、労働局が行う個別労働紛争解決制度

のあっせんに係る事務に関し、特定事業場等の関係者からの協力が得られなくなるなど、当該制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項３号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番５の不開示維持部分は、労推法紛争解決援助カードの記載の一部であり、労働局の担当官に対する特定事業場の担当者の説明及びこれに関連する同担当官の対応等が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度において労働局が行う助言、指導等に係る事務に関し、被申出人等関係者からの協力が得られなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項２号及び３号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 通番６の不開示維持部分は、長野労働局特定室が特定事業場から審査請求人の申立てに関連する同事業場の対策等の内容について聴取等を行うに当たり、同事業場が同労働局に提出した資料であり、同事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、事業場が自らの不利になる報告をちゅうちょすることとなるなど、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度において労働局が行う助言、指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項３号イ及びロについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

キ 通番７の不開示維持部分は、労推法紛争解決援助カードの記載の一部であり、長野労働局特定室の特定事業場に対する指導内容や当該指導に対する特定事業場の対応内容等が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度において労働局が行う助言、指導等に係る事務に関し、被申出人等関係者からの協力が得られなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 通番８ないし通番１０の不開示維持部分は、申告処理台帳続紙の

「処理経過」欄の記載の一部であり、特定事業場の関係者からの聴取内容、特定労働基準監督署監督官の調査方針及び判断等の内容が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明することをちゅうちょし、又は申告処理に係る調査手法の一端が明らかとなつて、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号ハに該当し、同項３号イ及びロ、５号並びに６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 通番１３及び通番１４の不開示維持部分は、監督復命書の「署長判決」欄（日付部分を除く。）及び別添欄の記載の一部であり、特定労働基準監督署における監督指導の対応方針等が記載されており、特定労働基準監督署の調査手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号ハに該当し、同項３号イ及びロ並びに５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 通番１５の不開示維持部分は、監督復命書（続紙）の「参考事項・意見」欄であり、特定労働基準監督署における監督指導に係る労働基準監督官の対応方針が記載されており、特定労働基準監督署の調査手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号ハに該当し、同項５号及び６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

サ 通番１７の不開示維持部分は、特定監督署の担当官が特定事業場臨検監督時に撮影した写真であり、当該文書は特定事業場の関係者の協力を受けて作成された資料と認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明、協力を行うことをちゅうちょし、又は申告処理に係る調査手法の一端が明らかとなつて、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号ハに該当し、同項 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

シ 通番 18 の不開示維持部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書であり、当該文書には、審査請求人の申告内容に関する特定事業場の状況等が記載されており、特定事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 3 号イに該当し、同項 2 号、3 号ロ、5 号及び 7 号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ス 通番 19 の不開示維持部分は、相談票の記載の一部である。

当該部分には、労働相談等を受けた特定監督署等における対応状況等が記載されており、当該部分を開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に支障を及ぼすおそれは否定できない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号ハに該当し、同項 5 号及び 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報 1 ないし本件対象保有個人情報 3 を特定し、その一部を法 76 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 78 条 1 項 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号柱書き及びハに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が本件対象保有個人情報 4 を追加して特定し、本件対象保有個人情報の一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項 2 号、3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号柱書き及びハに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本

人とする保有個人情報に該当しない、又は同項３号イ並びに７号柱書き及びハに該当すると認められるので、同項２号、３号ロ、５号及び６号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項３号イ及びロ、５号、６号並びに７号ハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第３部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求保有個人情報

私がR 5年特定月A初旬ごろから特定市にある特定事業場で特定ハローワークで紹介相談し、又、特定労働基準監督署にてR 5年特定月B頃から相談し、また、長野労働局特定室のX氏やY氏などにTEL相談したなど現在までに以上の事務所に残る特定事業場に関して私が相談した全記録、メモ、電磁的記録を含む。又、それぞれがといあわせをしたり特定事業場にせつしょくしたりした記録物もふくむ。R 5特定月Aから現在まで3カ所に残る私に関する（特定事業場に関連する）全記録を開示請求します。

（後略）

2 原処分で一部開示決定した保有個人情報（本件対象保有個人情報1、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報3）

（1）本件対象保有個人情報1（原処分1）

審査請求人が令和5年特定月Aから令和6年特定月日C現在までに相談した特定事業場関連の記録（「求職詳細（活動履歴一覧表示）」、相談、紹介、補足等を記録した求職管理情報の「求職詳細（相談状況詳細表示）」「求職詳細（紹介状況詳細表示）」「求職詳細（情報別詳細表示）」）に記録された保有個人情報

（2）本件対象保有個人情報2（原処分2）

審査請求人が、特定事業場に関し長野労働局特定室に対して相談した相談票などの審査請求人に関する関係書類一切

（3）本件対象保有個人情報3（原処分3）

審査請求人が、特定労働基準監督署に対して申告（令和5年特定月日受理）した「特定事業場に係る申告処理台帳、申告処理経過、監督復命書、是正勧告書の控え、指導票の控え、相談票（各添付資料を含む。）」に記録された保有個人情報

3 諮問庁が新たに特定すべきとしている保有個人情報（本件対象保有個人情報4）

審査請求人が令和5年特定月Aから翌年特定月日C現在までに相談した特定事業場関連の記録のうち、「求職詳細（職業相談連絡状況詳細表示）（情報別詳細表示）」に記録された保有個人情報

別表 不開示情報該当性等

1 文書番号、文書名及び頁		2 諮問庁が不開示を維持する としている部分	3 通 番	4 2 欄のう ち開示 すべき 部分
		該当箇所		
本件対象保有個人情報 1				
文書番 号 1	求職詳細 (活動履歴一覧表示) (相談状況詳細表示) (紹介状況詳細表示) (情報別詳細表示)	2 頁①N o . 1 9 項 目内容欄 3 行目 1 8 文 字目ないし 2 0 文字目 3 頁③N o . 2 3 項 目内容欄 4 行目 3 文字 目ないし最終文字、⑤ N o . 2 9 項目内容欄 2 行目 7 文字目ないし 9 文字目 2 0 頁⑦コメント欄 1 行目 1 6 文字目ないし 1 8 文字目 3 2 頁⑰コメント欄 1 行目 2 7 文字目ないし 2 9 文字目、⑱ 5 行目 3 2 文字目ないし 3 4 文字目、⑲コメント欄 6 行目 2 5 文字目ない し 2 7 文字目	新たに開 示	—
		2 頁②N o . 1 9 項目 内容欄 4 行目 3 文字目 ないし最終文字 3 頁④N o . 2 4 項目 内容欄 4 行目 3 文字目 ないし最終文字 2 1 頁⑨採否結果欄 4 行目 1 文字目ないし最 終文字、⑩コメント欄 全て 2 7 頁⑬採否結果欄 4	3 号イ及 びロ	1

		行目 1 文字目ないし最終文字、⑭コメント欄 全て			
		5 頁ないし 1 9 頁⑥、 2 0 頁⑧、2 1 頁⑪、 2 2 頁ないし 2 6 頁 ⑫、2 7 頁⑮、2 8 頁 ないし 3 1 頁⑯、3 2 頁⑳、3 3 頁ないし 3 6 頁㉑ 最終更新者 I D 欄担当者 I D	7 号柱書 き	2	—
本件対象保有個人情報 2					
文書番 号 2	あっせん処理票及び添 付書類	① 1 9 頁右上の法人の 印影及び 2 0 頁右上 の法人の印影	3 号イ	3	—
		② 2 1 頁中央付近の 「記」直下 1 行目な いし 2 行目最終文字	3 号イ、 7 号柱書 き	4	—
文書番 号 3	労推法紛争解決援助カ ード及び添付資料	③ 4 2 頁「概要」欄 4 3 頁「概要」欄 1 5 行目ないし 2 0 行 目、2 8 行目ないし 3 8 行目 4 9 頁「概要」欄 5 0 頁「概要」欄 2 行目ないし 1 6 行 目、2 1 行目ないし 3 7 行目 5 1 頁「概要」欄 6 4 頁「概要」欄	2 号、3 号イ及び 7 号柱書 き	5	—
		④ 6 5 頁ないし 6 8 頁	3 号イ及 びロ、7 号柱書き	6	—
		⑤ 3 9 頁「法的判断」 欄 4 0 頁「法違反」欄 4 2 頁「年月日「対	7 号柱書 き	7	—

		象者」「方法」欄 4 3 頁「概要」欄 2 行目ないし 1 1 行 目、4 6 行目 4 4 頁「概要」欄 1 0 行目ないし 1 2 行 目、3 0 行目ないし 3 2 行目、4 4 行目 ないし 4 5 行目、5 1 行目 4 5 頁「概要」欄 4 9 頁「年月日」 「対象者」「方法」 欄 5 1 頁「年月日」 「対象者」「方法」 欄 5 7 頁「年月日」 「対象者」「方法」 「概要」欄 6 4 頁「年月日」 「対象者」「方法」			
本件対象保有個人情報 3					
文書番 号 1	申告処理台帳、労働者 提出の申立資料及び申 告処理台帳続紙（1 頁 ないし 8 頁）	① 3 頁「処理経過」欄 1 7 行目及び 1 8 行目	3 号イ及 びロ、5 号、7 号 ハ	8	—
		② 6 頁「処理経過」欄 1 0 行目ないし 2 0 行 目	3 号イ及 びロ、5 号、7 号 ハ	9	—
		③ 8 頁「処理経過」欄 1 4 行目ないし 1 6 行 目	5 号、6 号、7 号 ハ	1 0	—
文書番 号 2	監督復命書 （9 頁及び 1 0 頁）	④ 9 頁「監督重点対象 区分」欄	5 号、7 号ハ	1 1	全て
		⑤ 9 頁「最も賃金の低	3 号イ及	1 2	全て

		い者の額」欄	びロ、5号、7号ハ		
		⑥9頁「署長判決」欄	3号イ、5号、6号、7号ハ	13	「署長判決」欄（日付部分に限る。）
		⑦「別添」欄の「続紙」、「是正勧告書（控）」及び「指導票（控）」を除く部分	3号イ及びびロ、5号、6号、7号ハ	14	—
		⑧「参考事項・意見」欄3行目4文字目ないし最終文字	3号イ、5号、6号、7号ハ	15	—
文書番号3	担当官が作成・収集した文書（11頁ないし14頁）	⑨是正勧告書（控）「是正確認」欄（ただし、表頭部分は除く。欄外の記載を含む。）	個人情報非該当	16	—
		⑩担当者が特定事業場臨検監督時に撮影した写真	3号イ及びびロ、5号、7号ハ	17	
文書番号4	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書（15頁ないし17頁）	⑪全て	3号イ及びびロ、5号、7号ハ	18	15頁
文書番号5	相談票（18頁ないし25頁）	「相談の内容」欄16行目23文字目ないし最終文字	5号、6号、7号ハ	19	—
本件対象保有個人情報4					
文書番号2	求職詳細（職業相談連絡状況詳細更新者ID欄担当者	1頁ないし4頁①最終更新者ID欄担当者	7号柱書き	20	—

	細表示)	I D			
	(情報別詳細表示)	1 頁ないし 4 頁② 文 書番号 2 の①以外の部 分	新たに開 示	—	—

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
- 2 原処分において全部開示された以下の文書を含まない。
「本件対象保有個人情報 2 文書番号 1 労働相談票」
- 3 2 欄の「該当箇所」の記載については、当審査会事務局において整理した。